

南房総市災害廃棄物処理実行計画

【第1版】

令和元年11月

南 房 総 市

目 次

第1章 基本方針及び計画の基本的事項	1
1.1 目 的	1
1.2 令和元年台風第15号、第19号及び低気圧等による大雨の概要と被災状況	1
(1) 気象状況	1
(2) 被災状況	1
1.3 計画の位置づけ	2
1.4 県への委託状況と非常災害宣言	2
第2章 災害廃棄物の発生量及び性状	3
2.1 発生量の推計（速報値）	3
(1) 推計方法	3
(2) 推計結果	5
2.2 災害廃棄物の種類別推計	5
(1) 災害廃棄物の種類別推計値	5
(2) 種類別推計結果	5
第3章 災害廃棄物処理の概要	5
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方（基本方針）	5
(1) 基本方針	5
(2) 災害廃棄物の処理期限	6
3.2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー	6
3.3 南房総市内の処理能力	7
(1) 一般廃棄物処理施設	7
(2) 一般廃棄物最終処分場	7
3.4 処理の流れ	8
3.5 全体工程	9
第4章 処理方法の具体的な内容	9
4.1 解体・撤去	9
4.2 一次仮置場	10
4.3 災害廃棄物の処理	12
4.4 収集運搬	13
(1) 住民による運搬	13
(2) 委託計画	13
(3) 収集運搬体制	13
第5章 安全対策及び不測の事態への対応計画	14
5.1 安全・作業環境管理	14

(1) 共通事項	14
(2) 仮置場の管理	14
(3) 仮置場の監視	15
5.2 リスク管理	16
(1) 火災予防対策	16
(2) 不法投棄及び盗難防止対策	17
(3) 大雨・暴風等対策	17
5.3 健康被害を防止するための作業環境管理	17
5.4 周辺環境対策	17
(1) 環境モニタリング	18
5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法	18
(1) 毒性及び爆発性のある廃棄物	18
第6章 管理計画	20
6.1 災害廃棄物処理量の管理	20
(1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し	20
6.2 情報の公開	20
6.3 県・市等関係機関との情報共有	20
6.4 処理完了の確認（跡地返還要領）	20
(1) 調査前作業	20
(2) 現地調査	21
(3) 分析調査	21
(4) 結果の確認	21

第1章 基本方針及び計画の基本的事項

1.1 目的

令和元年台風第15号、その後の台風19号及び低気圧等による大雨により、市内全域で家屋損壊が発生し、南房総市は甚大な被害を受けた。家屋損壊・倒木等により膨大な量の災害廃棄物が発生しており、今後の復旧・復興に向けた取組の支障となっている。

本計画は、南房総市内で発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

1.2 令和元年台風第15号、第19号及び低気圧等による大雨の概要と被災状況

(1) 気象状況

「令和元年台風第15号」は、9月9日午前5時頃、千葉市付近に上陸した。首都圏に記録的な暴風が吹き、非常に多くの雨が降った。千葉県では猛烈な風が吹き、非常に激しい雨が降った。

南房総市周辺では、210mmを超える降水量を記録し（8日19時から翌9日7時にかけての12時間）、最大瞬間風速は48.8m/sを記録している。

また、「令和元年台風第19号」では、10月12日から13日にかけて、千葉県では非常に強い風と非常に激しい雨が降った。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した台風は、関東地方を通過し、木更津市で182mmを観測し、最大瞬間風速は千葉市で40.3メートルを観測している。

台風第15号

【風速】10分間平均風速の最大

9月8日館山市16.4m/s 東南東、木更津市8.0m/s 東南東、鴨川市12.3m/s 東南東

9月9日館山市27.4m/s 南、木更津市22.7m/s 東南東、鴨川市20.3m/s 南南東

【降水量】最大24時間雨量

9月8日館山市41.5mm/24h、鋸南町42.0mm/24h、木更津市19.5mm/24h、鴨川市12.0mm/24h

9月9日館山市192.0mm/24h、鋸南町211.0mm/24h、木更津市145.5mm/24h、鴨川市140.5mm/24h

台風第19号

【風速】10分間平均風速の最大

10月12日館山市19.3m/s 南南西、木更津市11.4m/s 南東、鴨川市16.2m/s 東南東

【降水量】最大24時間雨量

10月12日館山市133.5mm/24h、鋸南町124.5mm/24h、木更津市166.5mm/24h、鴨川市60.5mm/24h

低気圧等による大雨

【風速】10分間平均風速の最大

10月25日館山市10.4m/s 東北東、木更津市8.0m/s 北東、鴨川市8.8m/s 南東

【降水量】最大24時間雨量

(2) 被災状況

非常に強い勢力で上陸した「令和元年台風第15号」は、令和元年9月8日から9日にかけて台

風本体の接近時に風雨が急激に強まり、強風等により広い範囲で甚大な被害をもたらし、家屋の損壊や倒木、広域の停電、断水及び通信障害等の被害が発生した。

「令和元年台風19号」は、令和元年10月12日から13日にかけて、12日から台風本体の接近時に風雨が急激に強まり、強風等による建物等の損壊や倒木、土砂崩落等が発生し、市内において広域の停電が発生、ライフラインへの影響があったほか、損壊家屋等の飛散、浸水等の被害が発生した。また、台風15号で被害を受けた家屋の損傷拡大となった。

南房総市は家屋の損壊や市道の倒木の被害が著しく多い状況である。

また、10月24日から26日にかけて西日本、東日本、北日本の太平洋沿岸に進んだ低気圧は、台風21号からの南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になり、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に、広い範囲で記録的な大雨となった。大雨の影響で、土砂災害、浸水害、河川の氾濫が発生し、停電や断水等の被害や交通障害が発生した。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、現時点で推計した災害廃棄物の処理見込量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。

今後、災害廃棄物の処理を行う過程で、災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、適宜、災害廃棄物の発生量等を見直し、本計画の改定を行うものとする。

1.4 県への委託状況と非常災害宣言

令和元年台風第15号の上陸により発生した災害廃棄物の処理において、千葉県に対する地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託は行わないものとする。

しかし、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する千葉県の協定に基づき、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、9月10日、市は千葉県に支援を要請した。これにより、市は千葉県が協定を締結する（一社）千葉県産業資源循環協会に廃棄物処理業務を委託して処理していくこととした。

なお、南房総市、県及び国の役割は以下のとおりである。

南房総市の役割	県の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定 災害廃棄物処理体制の整備 仮置場の確保 損壊家屋の解体及び撤去 災害廃棄物等の処理及び業務管理 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の被害状況の集約 県災害廃棄物処理実行計画の策定 市の災害廃棄物処理体制の整備への技術的支援 災害廃棄物の処理支援及び広域処理の調整 地方自治法に基づく災害廃棄物処理に関する事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理 県全体の災害廃棄物処理進捗管理 産業資源循環協会との調整 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県への技術的支援、財政的支援 広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供 <p>など</p>

表 1-1 南房総市、県及び国の役割分担

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に係る支援要請書

令和元年9月10日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

南房総市長 石 井 裕

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり支援を要請します。

1 被災状況	令和元年9月8日から9日にかけて発生した台風15号による暴風雨により、市内全域において、建物の損壊及び損壊に伴う雨漏り等の被害が大量に発生した
2 災害廃棄物の処理等を行う地域	市内全域
3 災害廃棄物の処理等の具体的内容	被災ごみとして受入れを行う災害廃棄物 瓦、コンクリート（がら・ブロック）、 金物類・金属トタン、木・枝、竹、 塩ビトタン・雨樋、スレート・外壁材、 建築木くず（柱・コンパネ・ベニア）、 畳、ガラス類、布団類
4 仮置場の位置及び面積	1 市役所本庁駐車場 約2,500㎡ 南房総市富浦町青木28 2 旧平群小グラウンド 約2,000㎡ 南房総市平久里中220 3 旧南三原小グラウンド 約3,000㎡ 南房総市和田町下三原360
5 災害廃棄物の処理等を行う期間	令和元年9月14日～令和2年3月31日
6 その他	
7 市町村担当者	所属 建設環境部環境保全課 職・氏名 電話番号 0470-33-1053 FAX番号 0470-20-4597 e-mail kankyo@city.minamiboso.lg.jp

「非常災害宣言」

第2章 災害廃棄物の発生量及び性状

2.1 発生量の推計（速報値）

災害廃棄物の仮置き状況、被災家屋の世帯数及び損壊状況、市道等における倒木状況等より考察し、環境省、東京都、新潟県新潟市等の協力を得て災害廃棄物の発生量を推計した。

(1) 推計方法

ア 家屋等から発生したごみ

家屋等から発生したごみとは、損壊した家屋から出る片づけごみや建物がれき等で仮置場に集積されるものである。

この推計値は、千葉県災害廃棄物処理計画に示される発生量原単位を建物被災棟数に乗じることで算出した。

ただし、全壊及び半壊については水害の原単位を、一部損壊については被災者ヒアリングにより床上浸水の原単位を使用することとした。

また、建物被害棟数は、発災直後 9 月 22 日現在の市消防団員による目視調査の結果 8,760 件であった。このうち、11 月 26 日現在罹災証明調査（現在も申請を受付中）により判明した数を参考とし推計している。

表 2-1 千葉県災害廃棄物処理計画に示される発生量原単位

被災状況	全壊	半壊	一部損壊
原単位 (t/棟)	117	23	4.6

算出による南房総市における建物被災状況は、令和元年 11 月 26 日現在、下表のとおりである。今後、被害調査により被災棟数は増減する可能性がある。

表 2-2 南房総市における建物被災状況

	全壊	大規模半壊	半壊(解体)	半壊(補修)	一部損壊	非住家	計
棟数(速報値)	77	95	668		4,248	1,803	6,891
推計棟数	83	102	310	411	4,587	1,947	7,440
原単位	117	117	117	23	4.6	4.6	
推計値 (t)	9,711	11,934	36,270	9,453	21,100	8,956	97,424

イ 処理が必要な倒木等

(ア) 市道への倒木箇所

倒木箇所 1 箇所あたりダンプトラック (2t) × 5 台分程度＝約 8 トン

の処理が必要になると仮定して原単位を設定し、原単位を倒木箇所数に乗じて算出した。

(イ) 倒木除去対象路線延長

市道富浦 4 号線調査において、3.4km 上に約 500 本（平均幹回り 47cm 胸高直径 15cm 程度）の樹木を確認しており、それらの樹木が倒木となり処理が必要になると仮定し、樹木 1 本約 200kg × 約 500 本 ÷ 3.4km = 約 30 トン

として 1km あたりの原単位を設定した。

倒木除去対象路線延長を市道総延長 (758km) の山間部 (80%) のうち 4 分の 1 と仮定 (758 × 0.8 × 0.25 = 303km) し、原単位を乗じて算出した。

表 2-3 処理が必要な倒木等推計結果

項目	数量	原単位	倒木等推計値 (t)
市道への倒木箇所	110 (箇所)	8 (t/箇所)	880
倒木除去対象路線延長	151.6 (km)	30 (t/km)	4,548
合計			5,428

(ウ) 農業関係廃棄物

被災した農業用ハウス等の農業関係廃棄物のうち、農業用ハウスの損壊が発生し、長期間放置されると、周辺環境に支障が認められるもののうち、損壊した農業用ハウスのガラスについて一体的に収集し、処理を行うものとし、推計量を算出した。

項目	対象ハウス面積 (棟数)	(t/m ²) × 比重	ガラス推計値 (t)
ガラスハウスのガラス	1,600 m ² (15 棟)	0.0125 × 2.5	50
合計			50

(2) 推計結果

今回の災害で発生した家屋等から発生したごみ及び処理が必要な倒木等の推計値は下表のとおりである。

表 2-4 災害廃棄物の発生量推計値

廃棄物の種類	推計値 (t)
家屋等から発生したごみ (コンガラ、木くず、金属くず、その他(可燃・不燃))	97,424
処理が必要な倒木等	5,428
農業用ガラス等	50
合計	102,902

2.2 災害廃棄物の種類別推計

本計画では、2.1で算出した災害廃棄物の発生量推計値と、過去の災害廃棄物の種類別割合を用いて災害廃棄物の種類別推計値を算出し、暫定的にその推計値を処理見込量として取扱う。

(1) 災害廃棄物の種類別推計値

家屋等から発生したごみにおける種類別の推計値を、下表の木造1棟あたりの廃棄物種類別割合を災害廃棄物の発生量推計値に乗ずることで算出した。

表 2-5 1棟あたりのがれきの廃棄物種類別割合(単位:%)

	コンクリートガラ	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木造	47.5	20.5	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4

※平成25年度伊豆大島土砂災害時に推計

(2) 種類別推計結果

災害廃棄物の種類別発生量推計値は下表のとおりとなった。

表 2-6 災害廃棄物等の種類別発生量推計値

廃棄物の種類	種類別推計値 (t)				
	コンガラ	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
家屋等から発生したごみ	49,852	18,033	1,910	3,420	24,210
処理が必要な倒木等		5,428			
農業系廃棄物の除去					50
合計	49,852	23,461	1,910	3,420	24,260

第3章 災害廃棄物処理の概要

3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方(基本方針)

(1) 基本方針

令和元年台風第15号により発生した災害廃棄物の処理方針を以下のように定める。

■南房総市災害廃棄物処理基本方針

- ① 市民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物の処理を進める。
- ② 災害廃棄物は、可能な限り市内で処理を行うが、市内で処理を行うことができない災害廃棄物は、市内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、市外でその後の処理を行う。
- ③ 災害廃棄物の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
- ④ 市内で行う災害廃棄物の処理は、市内の事業者へ委託して行う。
- ⑤ 災害廃棄物の市外への運搬は、収集運搬業者に委託して行う。
- ⑥ 災害廃棄物の処理に係る経費の削減に努める。
- ⑦ 災害廃棄物の処理にあたっては、環境省、千葉県等に協力を要請する。

（令和元年 9 月 24 日南房総市決定）

（2）災害廃棄物の処理期限

南房総市は、令和元年台風第 15 号において発生した災害廃棄物の処理を、令和 3 年 3 月 31 日までに終了することとする。

3.2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー

災害廃棄物の処理フローは以下のとおりである。

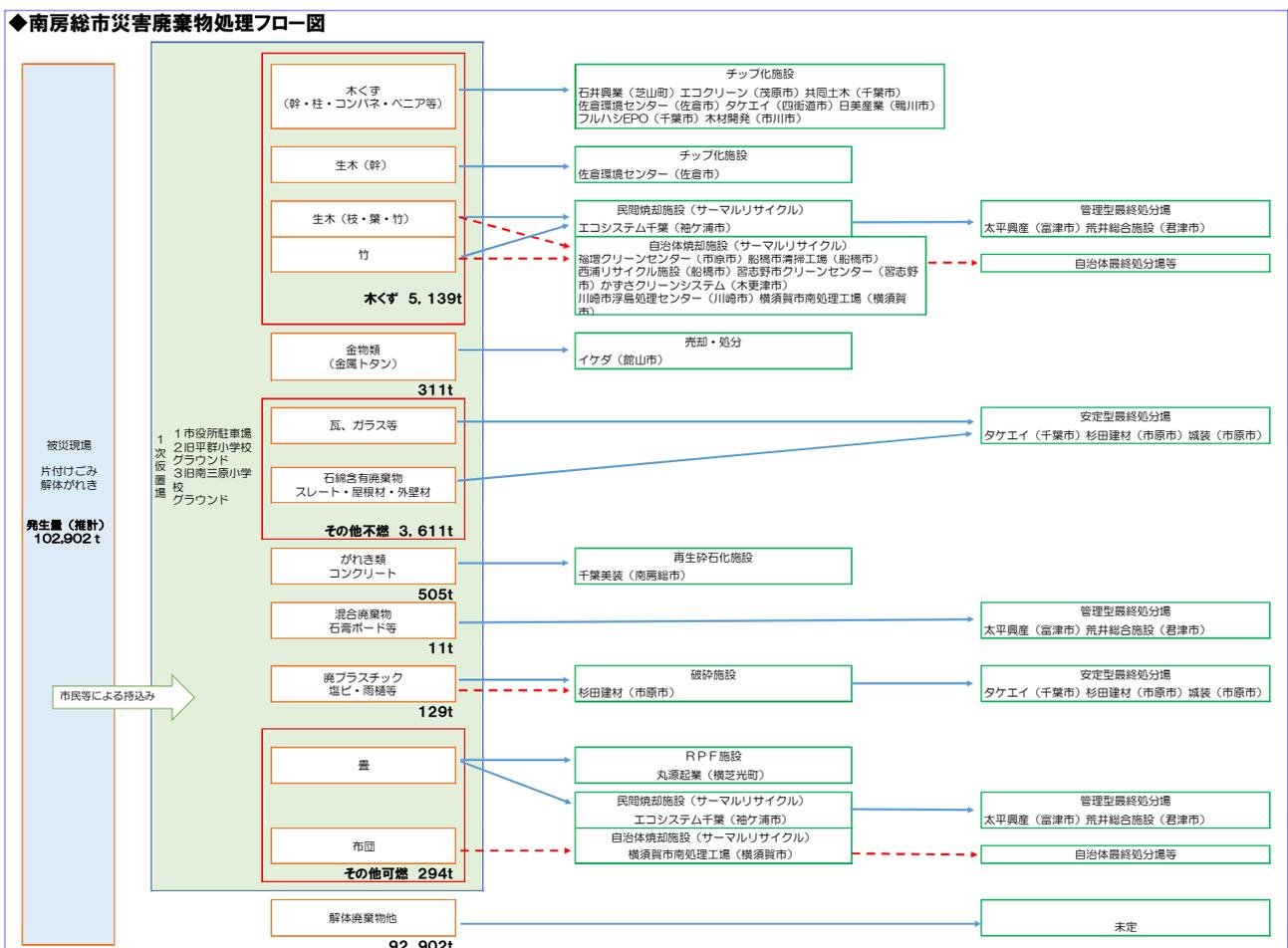


図 3-1 災害廃棄物の処理フロー（令和元年 11 月 28 日現在）

3.3 南房総市内の処理能力

南房総市における一般廃棄物処理施設及び最終処分場は以下のとおりである。

(1) 一般廃棄物処理施設

表 3-1 南房総市一般廃棄物処理施設一覧

地区	施設名	施設種別	処理能力 (t/日)	処理可能量* (t/日)	備考
内房	大谷クリーンセンター	焼却	80	32 t / 16 h × 2 炉	鋸南地区環境衛生組合
外房	千倉清掃センター	焼却	-	-	平成 20 年 1 月 31 日に焼却廃止
外房	白浜清掃センター	焼却	-	-	平成 14 年 12 月 1 日に焼却廃止

※通常処理を行いながら災害廃棄物を処理できる量



図 3-2 南房総市一般廃棄物処理施設位置図

(2) 一般廃棄物最終処分場

表 3-2 南房総市一般廃棄物最終処分場一覧

地区	施設名	形式	埋立容量 (m3)	埋立年数	残余容量 (m3)	備考
内房	青木山一般廃棄物最終処分場	管理型	30,000	18 年	12,861.48	鋸南地区環境衛生組合
外房	和田一般廃棄物最終処分場	セルアンドサンドイッチ方式	8,000	15 年	なし	平成 27 年 3 月 31 日埋立終了
外房	白浜塵芥埋立地	サンドイッチ方式	44,278	22 年	なし	平成 23 年 8 月 23 日埋立終了

外房	千倉一般廃棄物 最終処分場	セルアンドサンド イッチ方式	30,900	20年	18,179	
----	------------------	-------------------	--------	-----	--------	--



図 3-3 南房総市一般廃棄物最終処分場位置図

3.4 処理の流れ

本計画における災害廃棄物の処理の流れは以下のとおりである。

表 3-3 災害廃棄物の処理の流れ

① 被災現場	発災直後から発生する災害廃棄物（片付けごみ等）や被災家屋等を解体した災害廃棄物を被災現場から一次仮置場に搬出する。 ※片付けごみとは被災により損壊した家屋等から発生したごみで、瓦、トタン、木くず、生木・枝等である。
② 一次仮置場	解体・撤去した災害廃棄物を仮置する場所である。一次仮置場では、「木くず（柱・コンパネ・ベニヤ）」、「生木」「枝葉」、「竹」、「コンクリートがら」、「ガラス」、「廃プラスチック（塩ビトタン・雨樋）」、「金属類（金属トタン）」、「スレート・外壁材」、「瓦」、「畳」、「布団」を選別された状態で受け入れる。「木くず（柱・コンパネ・ベニヤ）」、「枝葉」、「竹」、「廃プラスチック（塩ビトタン・雨樋）」、「畳」、「布団」は処分先に搬出する。その他は、指定の専門業者に引渡す等により処理を行う。
③ 中間処理・ 処分	可能な限り資源化を行う。 ※南房総市内ではほとんどを中間処理ができないので、（一社）千葉県産業資源循環協会を通じて中間処理を行う。

3.5 全体工程

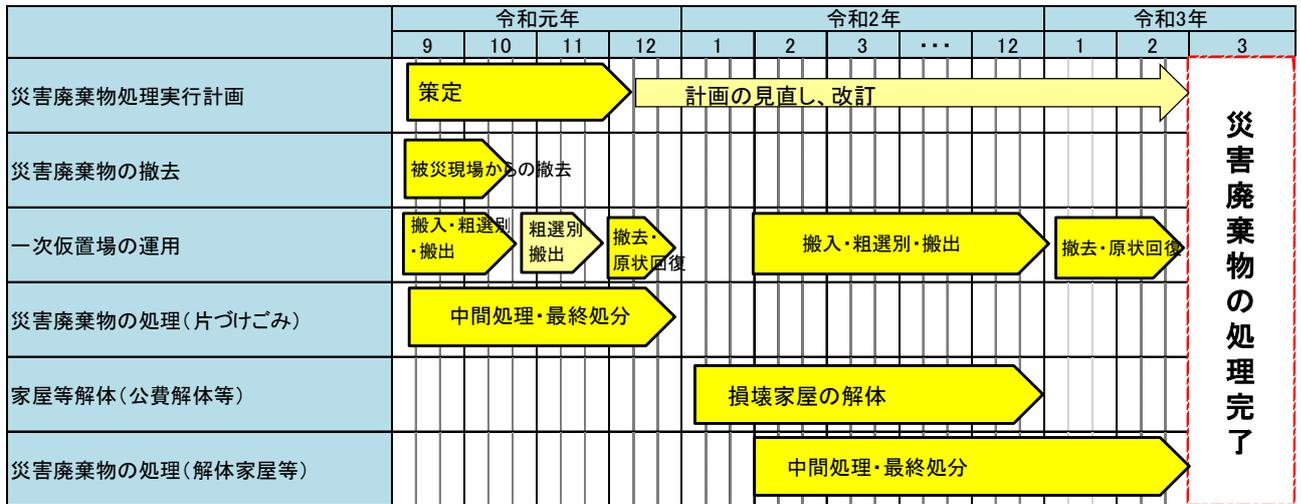
災害発生時から片付けごみ等が搬入されており、周辺的生活環境への影響を防止するため、緊急措置として災害廃棄物を市外施設に搬出し、処理を行った。

一次仮置場を市役所本庁東側駐車場、旧平群小学校グラウンド及び旧南三原小学校グラウンドの3か所に設置した。

旧平群小学校グラウンドの仮置場は、令和元年10月11日をもって受け入れを終了した。市役所本庁東側駐車場及び旧南三原小学校グラウンドの仮置場は令和元年10月23日まで運用した。

災害廃棄物の搬出が完了した仮置場については土壌調査を行い、必要に応じて原状回復工事を行う。令和元年12月末に片づけごみの処理を終了し、同じく令和2年12月末に解体家屋の処理を終了する予定である。

表 3-4 災害廃棄物処理の全体工程



第4章 処理方法の具体的な内容

4.1 解体・撤去

今回の災害で発生したと想定される災害廃棄物は、下表のとおりである。

周辺的生活環境を保全するために特に処理が必要な被災家屋は、住民からの申請により、市で解体し、処理を行うものとする。

表 4-1 災害廃棄物処理見込量

項目	具体例	処理方法	処理見込量 (t)
木くず	柱・コンパネ・ベニア等の建築木くず	市内・市外処理 破砕・焼却等	21,606
木・枝	道路で道を塞いでいる倒木等		6,768
竹	道路で道を塞いでいる竹		
金物類	風により飛ばされたトタン屋根等	売却	1,543

ガラス及び陶磁器くず	屋根瓦、ガラス破片	市外処分 破砕・埋立等	10,419
スレート・外壁材	風により飛ばされたスレート屋根、外壁材等	市外処分 破砕・埋立等	
コンクリートがら・がれき類	コンクリート・その他のがれき	市外処分 破砕・埋立等	42,066
混合廃棄物	混合廃棄物・石膏ボード	市外処分 埋立等	18,641
廃プラスチック	塩ビトタン・雨樋	市外処分 破砕・埋立等	540
畳・布団	浸水被害等を受けた廃畳、布団など	市外処理 破砕・焼却等	1,317
合 計			102,900

※推計過程において端数処理を行ったため、各項目の処理見込量の合計と表最下部の合計は一致しない。

4.2 一次仮置場

南房総市が設置している一次仮置場は表 4-2 のとおりである。(令和元年 10 月 23 日現在)

各仮置場の位置を図 4-1 に示す。また、各仮置場の廃棄物種類別配置図は図 4-2 から図 4-4 までのとおりである。

一次仮置場では市内で発生した災害廃棄物を受け入れている。

一次仮置場の管理においては、主に以下の点に注意する。(詳細は後述)

- ① 災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- ② 木くずや可燃物は、高さ 5 m 以上積み上げを行わないようにするなど、火災発生を予防する。
- ③ 災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物へ適宜散水を行うとともに、スレート・壁材等をフレコンバッグなどに保管するなど適切に対応する。
- ④ 強風時には仮置場への搬入を停止し、周囲への飛散防止に努める。

表 4-2 一次仮置場一覧

名称	所在地	災害廃棄物の種類	開設時期	状況
南房総市役所 本庁東側駐車場	南房総市富浦町 青木 28	柱・コンパネ・ベニヤ、 木・枝、竹、金物類(金 属トタン)、瓦、ガラス、 スレート外壁材、コンク リート、廃プラスチック (塩ビトタン・雨どい)、 畳等	令和元年 9 月 14 日	使用中 (持込みの仮置場 は、令和元年 10 月 23 日に受け入れを 終了し、その後搬 出作業を行い、家 屋解体の仮置場と して再開予定)
旧平群小学校グ ラウンド	南房総市平久里中 220	柱・コンパネ・ベニヤ、 木・枝、竹、金物類(金 属トタン)、瓦、ガラス、 スレート外壁材、コンク リート、廃プラスチック (塩ビトタン・雨どい)、 畳等	令和元年 9 月 14 日	使用中 (持込みの仮置場 は、令和元年 10 月 11 日に受け入れを 終了し、その後搬 出作業を行い、家 屋解体の仮置場と して再開予定)

旧南三原小学校 グラウンド	南房総市和田町 下三原 360	柱・コンパネ・ベニヤ、 木・枝、竹、金物類（金 属トタン）、瓦、ガラス、 スレート外壁材、コンク リート、廃プラスチック （塩ビトタン・雨どい）、 畳、布団等	令和元年 9月14日	使用中 （持込みの仮置場 は、令和元年10月 23日に受け入れを 終了し、その後搬 出作業を行い、家 屋解体の仮置場と して再開予定）
------------------	--------------------	---	---------------	--

図 4-1 仮置場位置図（令和元年 9 月 30 日時点）

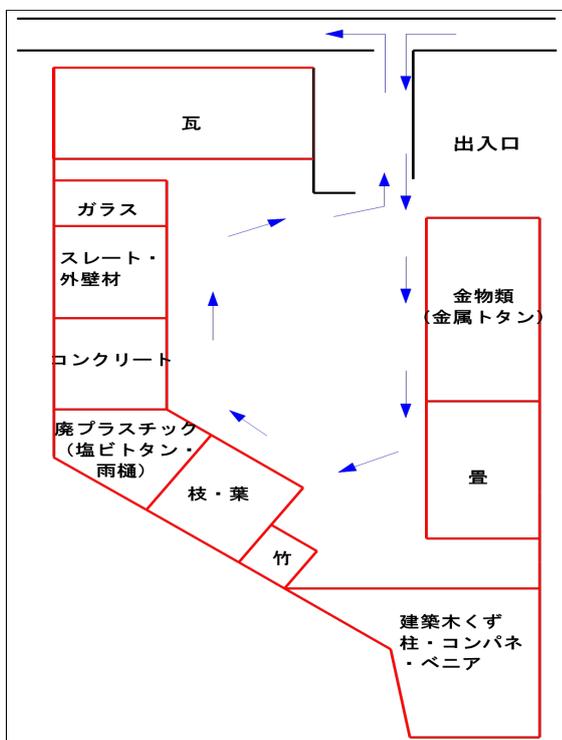


図 4-2 市役所本庁東側駐車場場内案内図

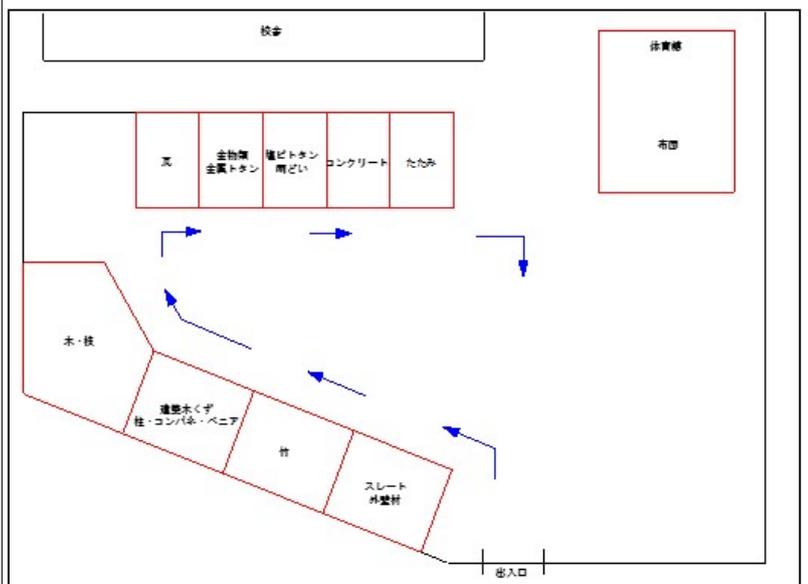


図 4-3 旧南三原小学校グラウンド場内案内図

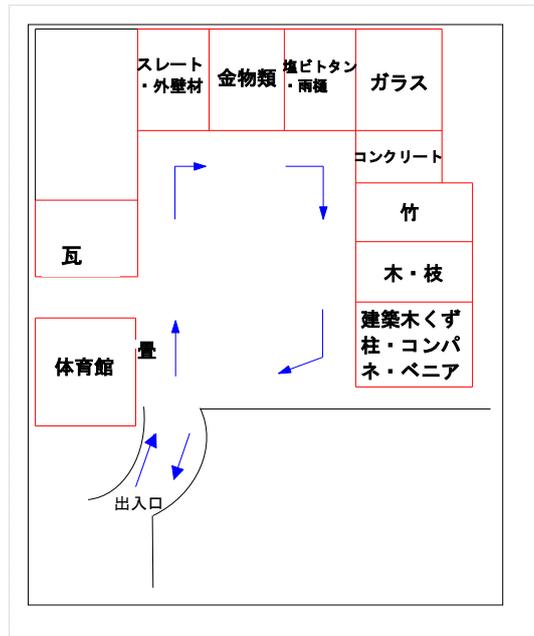


図 4-4 旧平群小学校グラウンド場内案内図

4.3 災害廃棄物の処理

南房総市内で処理できない災害廃棄物は、市外で（一社）千葉県産業資源循環協会を通じて処理する。また、他の自治体の協力が必要な場合は、千葉県及び関係自治体と十分に協議し、必要に応じて通知する。その際には関係自治体への影響を最小限にとどめるよう配慮する。また、市外で処理を行う災害廃棄物は、原則、市内に必要な前処理（選別、破碎等）を行う。

令和元年 11 月 28 日現在、市外処理を行う災害廃棄物及び処理先は以下のとおりである。

表 4-3 災害廃棄物の処理先一覧

項目	処分先	処理方法	処理見込量 (t)	
木くず	株式会社石井興業 千葉県山武市芝山町大里 1041-1	チップ化	21,606	
	株式会社エコクリーン 千葉県茂原市下太田 1311-1			
	株式会社共同土木 千葉県千葉市若葉区野呂町 1662-1			
	株式会社佐倉環境センター 千葉県佐倉市大作 2-2-1			
	株式会社タケエイ 千葉県四街道市長岡 272-1			
	株式会社日美産業 千葉県鴨川市平塚 2717			
	フルハシ EPO 株式会社 千葉県千葉市中央区浜野町 1216-68			
	木材開発株式会社 千葉県市川市本行徳 2554-13			
生木・竹	民間焼却施設		焼却	6,768
	エコシステム千葉株式会社 千葉県袖ヶ浦市長浦拓 1-1-51			
	自治体焼却施設			
	市原市福増クリーンセンター 千葉県市原市福増 124-2			
	船橋市北部清掃工場 千葉県船橋市大神保町 1360-1			
	船橋市南部清掃工場 千葉県船橋市潮見町 38			
	船橋市西浦資源リサイクル施設 千葉県船橋市西浦 1-4-2			
	習志野市クリーンセンター 千葉県習志野市藪 3-2-1			
	かずさクリーンシステム 千葉県木更津市新港 17-2			
	川崎市浮島処理センター 神奈川県川崎市川崎区浮島町 509-1			
横須賀市資源循環部南処理工場 神奈川県横須賀市神明町 2187番地				

その他不燃 (瓦・ガラス 等)	株式会社タケエイ 千葉県千葉市大木戸町 1197-5	埋立	10,419
	杉田建材株式会社 千葉県市原市万田野 415-2		
	株式会社城装 千葉県市原市福増 255		
がれき類・コ ンクリート	千葉美装株式会社 千葉県南房総市荒川 1379-1	再生砕石化	42,066
混合廃棄物	太平興産株式会社 千葉県富津市関 709	埋立	18,641
	荒井総合施設株式会社 千葉県君津市怒田 643-1		
廃プラスチック (塩化ビニ トタン・雨樋)	杉田建材株式会社 千葉県市原市万田野 415-2	破碎、 埋立処分	540
その他可燃 (畳・布団)	民間資源化施設 (RPF)		切断・ 資源化
	丸源起業株式会社 千葉県山武郡横芝光町曾根台 135-1		
	民間焼却施設		切断・焼却
	エコシステム千葉株式会社 千葉県袖ヶ浦市長浦拓 1-1-51		
	自治体焼却施設		切断・焼却
横須賀市環境部南処理工場 神奈川県横須賀市神明町 2187			
			1,317

4.4 収集運搬

(1) 住民による運搬

被災現場及び一次仮置場に係る収集運搬について、白浜地域の行政区からの申し出により住民自ら集積場所を管理し、集まった災害廃棄物を住民自らが仮置場に運ぶ活動を行った。応援自治体による運搬支援あった他、非常勤職員によるごみの分別指導や運搬支援を行った。また、防災協力会（地元建設会社）の協力を得て、運搬が行われた。

(2) 委託計画

被災現場及び一次仮置場に係る収集運搬について、生活環境に著しい影響がみられ、自力で運搬が困難な場合などについては、必要に応じて契約を締結し収集運搬を実施する。

(3) 収集運搬体制

速やかに収集運搬体制を確立し、災害廃棄物を撤去する。また、災害廃棄物により生活環境保全上の支障が生じないようにするため、次の事項に留意する。

- ① 収集期間や収集する災害廃棄物の種類、収集場所について住民・ボランティア等に広報を実施する。
 - ② 収集運搬車両が不足する場合は、県や支援自治体に協力を要請する。
 - ③ 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルートを検討する。
- また、収集運搬する際には次の事項に留意する。
- ④ 収集運搬の対象物は、災害廃棄物（家屋等から発生するもの）他、災害廃棄物の混入した土砂及び現場において解体されたものである。
 - ⑤ 災害廃棄物及び解体されたものについて、一次仮置場まで収集運搬する。
 - ⑥ 各車両を識別し、収集運搬した災害廃棄物の数量、回数及び搬出入時間等を記録した日報を作成する。

第5章 安全対策及び不測の事態への対応計画

5.1 安全・作業環境管理

安全・作業環境管理の基本的考え方は以下のとおりとし、作業員の健康と安全の確保を第一に災害廃棄物等の処理を実施する。

(1) 共通事項

安全・作業環境管理上の共通事項は表 5-1 のとおりである。

表 5-1 共通事項

粉じん対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 粉じんの発生を抑えるため、必要に応じて場内散水及び清掃を実施する。 ② 粉じんや液状廃棄物の飛沫等を作業員が吸引しないようにヘルメット、防塵・防毒併用マスク及び保護メガネ・防護服（作業環境測定結果と作業内容に応じて適宜使用）を着用する。
臭気・悪臭ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 悪臭ガス等を作業員が吸引しないように、防塵・防毒併用マスク及び防護服（作業環境測定結果と作業内容に応じて適宜使用）を着用する。 ② 著しい臭気を発生する災害廃棄物が確認された場合には、フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理する。
騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則、低騒音型作業機械を使用する。
衛生害虫対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 害虫の発生を極力抑えるため、消石灰等を散布する。 ② 衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理する。

(2) 仮置場の管理

仮置場における安全・作業環境管理事項は表 5-2 のとおりである。

表 5-2 仮置場における安全・作業環境管理事項

飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じて覆い（ブルーシート等）をする。 ② 仮置場周辺への飛散防止のため、ネット及びフェンス等を設置する。
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。 ② 必要に応じて殺虫剤等薬剤の散布を行う。
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 可燃性廃棄物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200m²以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、踏み抜き防止の中敷き、手袋及び長袖の作業着を着用する。
災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により計量器等による計量が困難な場合は、搬入・搬出回数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
破碎作業時	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の種類、性状及び破碎の目的等に適した破碎機等を使用する。 ② 挟まれ・巻き込まれのおそれがある箇所、また災害廃棄物が飛来する箇所には、覆い、囲い及び柵などの立ち入り禁止処置を講ずる。 ③ 作業の開始、終了及び異常発生時の確実な連絡方法を関係作業員に周知するとともに、連絡方法を見やすい箇所に表示する。 ④ 破碎機運転者、運搬車両及びクレーン等との合図連絡は、手による合図及び無線等を用いて実施する。 ⑤ 破碎の際に発生する粉じん及び発熱を抑えるために散水を実施する。
選別作業時	<ul style="list-style-type: none"> ① スプレー缶、カセットボンベ等の危険物、密閉物及び不明物等を除去す

	<p>る。</p> <p>② 運搬車両との接触防止のため、作業区域と運行区域の明確な区分化、誘導者の配置を実施する。</p> <p>③ 粉じんの発生が懸念される場合は、散水し湿潤化する。</p> <p>④ 人力で重量物の選別等を行う場合は、所定の重量以下のものを取扱い、腰部に負担のかからないよう措置する。また、複数の労働者で作業を行う場合は、作業指揮者を配置する。</p>
車両等作業時	<p>① 必要な資格を有する者が運転及び操作を実施する。また、運転免許証等を携帯し、車検証等を備え付ける。</p> <p>② 作業を開始する前に、車両の日常点検を実施する。車両の運転中または点検・整備中に異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、責任者に報告する。また、補修等により異常が取り除かれるまでは、運転を休止する。</p> <p>③ 車両の運転室等には不要なものは置かず、常に整理整頓する。</p> <p>④ 複数の労働者で作業を行う場合や誘導員を配置する場合には、作業内容を事前に十分打ち合わせ、決められた合図に従って作業を実施する。</p> <p>⑤ 車両等が接触する危険のある箇所には、他の作業者が立ち入らないよう措置する。もしくは、誘導員を配置する。</p> <p>⑥ 運搬作業に必要な用具等については、走行中に落下しないように所定の場所に保管する。</p> <p>⑦ 運転席から離れる場合には、荷役装置を最低降下位置にする等、安全を確保する。</p>

(3) 仮置場の監視

ア 搬入時

仮置場における環境保全及び安全の確保のため、仮置場への搬入を禁止する物は持ち帰るよう依頼する。また、不法投棄や域外からの搬入を阻止するために身分証等の確認を可能な限り実施する。危険物や有害廃棄物等が搬入された場合は分別保管を徹底する。

イ 仮置場閉鎖時

搬入時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。夜間の不適切な搬入を防ぎ、安全確認を行うため、毎日定期的にパトロール等を実施する。また、新たに仮置場を設置する場合は、不適切な搬入や不法投棄を防ぐため、フェンス越しに投棄されない場所を選定する。

仮置場を閉鎖する際は、出入口を必ず施錠する。

ウ 待機所等の設置による安全管理体制整備及び熱中症防止対策

適切な安全管理による労働災害の防止と衛生的な作業環境確保により疾病を予防する。また、作業従事者の熱中症予防対策に配慮する。

具体的な対策は以下のとおりである。

- ① 仮置場の入口付近に現場作業従事者が待機、休息するためのスペースを設置し、水分補給を行うための設備、救急医療用具、薬品及び手を洗う等の清潔維持のための設備を整備する。
- ② 作業現場付近に、直射日光を避けつつ、短時間の休息を取ることと併せ水分補給を行うための設備を設置する。
- ③ 眼への異物混入、怪我をした際の傷口洗浄のためのペットボトル、ポリタンクの水等を常備する。

エ 警報等発令時の作業中止基準

災害廃棄物の処理作業時において、気象警報等が発令された場合の警戒基準及び中止基準は以下のとおりである。なお、作業開始前には、テレビやラジオ、気象庁のホームページ等により気象情報を確認する。

表 5-3 作業中止基準（参考：気象庁の気象警報・注意報）

警戒基準	・ 大雨、強風等の注意報が発令されたとき
中止基準	・ 気象警報が発令されたとき ・ 震度 5 弱以上の地震が発生したとき

5.2 リスク管理

災害廃棄物処理に当たり現時点で想定されるリスクのうち、発生した際に重大な事態を引き起こす可能性があるものについて、その対応策を以下に示す。

(1) 火災予防対策

廃プラスチック、廃木材（柱・梁材等）、内装建材及び不用家具等の木質廃材を主体とする木質系混合物の保管する際に積上高さを高くした場合、圧密・腐敗・発酵等により内部の温度が上昇し、火災が発生する可能性がある（東日本大震災には事例が多数存在する）。

東日本大震災では、(独)国立環境研究所の支援を受け、災害廃棄物の山にガス抜きのための多孔管の設置や、積上高さの抑制、仕切溝や穴の掘削、防火水槽・消火器等の設置及び監視員の配置等の火災予防対策がとられた。

表 5-4 主な管理上の助言内容（例）

項目	管理レベル（例）	危険レベル・管理レベル
温度管理（表層から 1m 程度の深さの温度）	40℃以上なら詳細調査 内部高温の目安 60℃以上 70℃以上は危険ゾーン	75℃超過で危険信号
一酸化炭素濃度（表層から 1 m 程度の深さの温度）	検出すると詳細調査	50ppm 超過は危険信号
がれきの山の高さ	混合がれき：5 mH 以下 畳等の腐敗性廃棄物：2 mH 以下	5mH 以下
設置面積	高温、CO 発生、異臭がある場合、小分けにするように推奨	一山当たりの面積 可燃性廃棄物：200m ² 以下 腐敗性廃棄物：100m ² 以下
その他	ガス抜き管設置、切り返し、法肩等がれきの山の形状から風の影響で温度上昇しやすい山では形状の変更を指導	

出典：「東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成 26 年 9 月 環境省東北地方環境事務所／一般財団法人日本環境衛生センター）に一部加筆

環境省は「仮置場における火災発生の防止（再周知）」において、以下に示す火災予防対策を整理している。

表 5-5 環境省「仮置場における火災発生防止（再周知）」における火災予防対策と対策状況

火災予防対策
ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入されないよう確認を強化すること、搬入されてしまった場合は分けて保管すること
防火水槽、消火器等の設置を行うこと
可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと
可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと
可燃物や木くずは発火や発熱の防止の観点から、積み上げ高さは5メートル以下（腐敗性廃棄物の場合は2メートル以下）に抑えるべきという報告があることから、積み上げ高さにも十分配慮すること
仮置場にガス抜き管を設置すること。ただし、廃棄物層の温度が摂氏 80 度以上あると、掘削により酸素が流入し、発火に至る可能性がある。また、廃棄物の山の下部に厚さ 30cm 以上の碎石層を敷いている場合、設置は避けること

（２）不法投棄及び盗難防止対策

仮置場に災害廃棄物を不法投棄されることが想定され、災害廃棄物の運搬途上における不法投棄についても考慮する必要がある。また、金属等の売却可能物が盗難されるケースも想定される。上記を防ぐための具体的な対策は以下のとおりである。

- ① 夜間や作業休業日等仮置場への不法投棄を防止するため、外周にフェンスや木杭等を設置するとともに、注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ② 金属等の売却可能物は容易に侵入できない場所に保管する。

（３）大雨・暴風等対策

災害廃棄物の処理過程においては、大雨・暴風・濃霧等による、災害廃棄物の飛散及び処理工程の遅れ等が想定される。

大雨・暴風等対策への具体的な対策は以下のとおりである。

- ① 飛散防止ネット等を活用する。
- ② 暴風、濃霧の状況によっては作業を中止する。

5.3 健康被害を防止するための作業環境管理

災害廃棄物処理作業は、廃棄物の量及び組成の違い、危険物の混入等、通常の処理作業と異なることが想定されるため、作業の安全を十分に確保する必要がある。なお、作業環境モニタリング項目については、施工計画・廃棄物処理の内容を踏まえて、協議により決定する。

5.4 周辺環境対策

周辺環境対策は以下の点を考慮して実施する。

- ① 仮置場は土壌汚染の懸念があるため、仮置場として開設する前に、極力土壌分析に努める（比較のためのバックグラウンドの測定）。

- ② 有機物の腐敗等による悪臭や衛生害虫獣を避けるため、衛生保持や生活環境保全を目的とした薬剤の散布等を必要に応じて実施する。
- ③ 騒音・振動の防止、ごみの飛散防止のためのネットや仮囲いの設置及び重機等による粉じん防止のための散水等の措置を講ずる。
- ④ アスベストを含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、アスベストを含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、シートを掛ける、フレコンバッグに封入するなどして飛散防止対策を講ずる。
- ⑤ 仮置場の周辺環境モニタリングは可能な限り実施する。特に建設廃材が持ち込まれる場合にはアスベストのモニタリングを行うものとする。
- ⑥ これらの環境や安全に係る状況の把握と報告は事業者の業務範囲とし、市村は適宜現地を確認する。

(1) 環境モニタリング

仮置場等の粗選別及び、破碎・選別を行う作業場所について環境モニタリングを行う。モニタリングの実施は、原則として仮置場の監理業者が実施する。作業環境モニタリング項目については、施工計画の内容を踏まえて、協議により決定する。

表 5-6 環境モニタリング項目

測定項目		調査内容	調査頻度
公定法分析項目	大気質 (アスベスト)	「アスベストモニタリングマニュアル第4.1版」	1回/仮置場設置中

5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法

(1) 毒性及び爆発性のある廃棄物

災害廃棄物の処理過程においては、PCB、試薬、農薬等化学物質、LP ガスボンベ等の毒性及び爆発性のある廃棄物及びアスベスト等飛散性廃棄物等の混入が想定される。

以下に対応策を示す。

- ① 関連する指針や資料を参考にして処理方法に関するマニュアルを作成する。
- ② 処理作業時の安全性を確保するため、作業員への教育訓練を実施する。
- ③ 作業員の安全確保のため、保護メガネ、活性炭入りマスク及びゴム手袋等必要な保護具の着用を徹底する。
- ④ 品目ごとに保管場所を定め、適正に保管することで有害物質の地下浸透や大気中への飛散を防止する。
- ⑤ 処理先について連絡先を記載した一覧表を作成する。
- ⑥ 事業者及び産業廃棄物処理業者が保管していた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、災害発生時においても平常時と同様に、原則的に事業者の責任において処理する。

それぞれの保管方法の事例を表 5-7 に示す。

表 5-7 危険物・有害物の保管方法の事例

石膏ボード	・ ヒ素、カドミウム及びアスベスト含有のおそれのあるものとなないものを分別する	高圧ガスボンベ	・ アセチレンガスボンベ、酸素ガスボンベ等、LP ガス以外の高圧ガスボンベは、封入ガスの種類ごとに分別
-------	---	---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記有害物質を含まないものについては、粗切断後、フレコンバック等に梱包し保管する ・ 上記有害物質を含むものと含まないものを分けて保管する 		<ul style="list-style-type: none"> ・ する ・ 他の廃棄物と分別し、仮置場内に危険物保管場所を設け、一時保管する
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別した消火器は、飛散・漏えいしないよう、安全栓の有無を確認すると同時に、中身が漏れている場合は袋に入れる ・ 他の廃棄物と分別し、仮置場内に保管場所を設けて一時保管する 	カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従い、安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う ・ 太陽光から遮断した温度の上昇しない場所で保管する
化学物質 (農薬、殺虫剤及び医薬品等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレコンバックに詰込み、風雨にさらされて流出することのないように屋内で保管するか、屋外の場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面含む)ことが望ましい ・ 毒物又は劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となる 	トランス・コンデンサ (PCB 含有あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損及び漏れのある機器については、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシート等で機器全体を包装するなど、漏洩防止対策を施す ・ 保管場所に搬出後、PCB 特別措置法に基づく届出を行う
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別後、仮置場内の危険物保管庫で一時保管する ・ リサイクルができないものは、他の焼却対象物に染込ませるなどして適正に処理する 	石綿 (アスベスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場を散水等により十分に湿潤化して保管中の飛散防止措置を講じ、マスクを着用する等の安全を確保した作業員が袋詰め作業を行う ・ 保管場所には廃石綿の保管場所であることを表示する
蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別後、仮置場内で分別保管する ・ 破損しないようドラム缶や指定ダンボール等で保管する 	感染性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理一般廃棄物であるため、専用容器に梱包する ・ 注射針、点滴用の針及びメス等の鋭利なものについては、手などを傷つけないように注意し、堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋及びフレコンバック等の丈夫な運搬容器に入れて運搬する
乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別後、仮置場内で分別保管する ・ 水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管する ・ リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意する 	バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選別後、仮置場内で分別保管する ・ 液漏れに注意する

第6章 管理計画

6.1 災害廃棄物処理量の管理

目標期日までに災害廃棄物等の処理を完了するため、受入先の受入基準に応じた破碎・選別作業を実施するとともに、一次仮置場から搬出する時点における災害廃棄物等の種類及び数量を把握する必要がある。

災害廃棄物等の処理の進捗に合わせ、一次仮置場での選別・搬出作業の実績値等を基に、各選別量における処理バランスも精査していく。

(1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

本計画は、効率的かつ迅速に災害廃棄物の処理を進めるために、現時点の情報を基に災害廃棄物等の発生量を推計し、その推計値を処理見込み量とした。

今後、倒壊家屋の解体、現地での分別作業、災害廃棄物の収集運搬及び具体的な処理先の確定等を行う。

加えて、一次仮置場に搬入された災害廃棄物の数量等の調査を行い、その時点における処理量の実績を踏まえた、災害廃棄物の種類ごとの選別及び前処理に必要な能力等を考慮した処理計画の見直しが必要となる。

6.2 情報の公開

災害廃棄物等を適正かつ円滑・迅速に処理するため、南房総市ホームページに災害廃棄物対策に関するサイトを開設し、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置・運営状況及び災害廃棄物の処理状況等について適宜周知する。

また、防災行政無線や広報みなみぼうそうなどを活用し、ごみ収集日の案内や仮置場へのごみ出しルール等、災害廃棄物の円滑な処理に必要な情報の提供に努める。

6.3 県・市等関係機関との情報共有

国や県等が集約する知見・技術を災害廃棄物処理に有効に活用するため、関係機関との情報共有を行う。とりわけ、既存の災害廃棄物を受け入れ可能な施設のリスト、セメント製造事業者等による協力の可能性、仮置場や仮処理施設の候補地リスト、災害協定等の締結情報及び民間事業者からの有用情報等、災害廃棄物等の処理を早期に完了するために有効な情報を共有していく。

6.4 処理完了の確認（跡地返還要領）

災害廃棄物等の処理にあたって使用した仮置場については、処理完了後、各工程ごとに次の事項を確認したうえで返還するものとする。

(1) 調査前作業

- ① 所管部局、関係者と協議し、可能な限り所管部局、関係者の立ち合いを求める。
- ② 災害廃棄物を完全に撤去し、原則として使用開始前の土地形状に復旧した状態とする。
- ③ 所管部局、関係者へのヒアリングや関係書類による確認を行うこと等により、過去の土地利用履歴について把握すること。なお、使用開始前に土壤環境調査（以下「事前調査」という。）を実施している場合は、その結果を把握しておく。

(2) 現地調査

- ① 災害廃棄物が撤去されていることを確認するとともに、地表面の油膜・異臭（油臭、腐敗臭、薬品臭）・地表面土壌の着色状況がないことを確認すること。なお、異常が確認された場合は、別途協議のうえ、汚染範囲を調査し、汚染状況を確認する。
- ② 仮置場の保管状況を鑑みて、汚染のおそれが高いと考えられる地点を選定し、試料採取を行うこと。採取点数及び方法については、別途、協議を行い、必要な調査の範囲で最小限とすること。なお、事前調査を実施している場合は、同じ点数及び方法とする。

(3) 分析調査

- ① (2)②により採取した試料の分析を行い、汚染がないことを確認する。
- ② 分析方法は、土壌溶出量調査（土壌汚染対策施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法による。）及び土壌含有量調査（土壌汚染対策施行規則第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法による。）とする。
- ③ ダイオキシン類の調査については、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアルに準じて行うこと。また、油汚染調査については「油汚染対策ガイドライン－鉱物油を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方－」を参考にして行う。
- ④ なお、(3)②③については、事前調査を実施している場合は、同じ調査方法とする。

(4) 結果の確認

- ① 分析の結果、汚染がないことが確認できた場合は、所管部局、関係者に結果を示したうえで返還する。
- ② 分析の結果、基準値を超える分析項目がある場合は、その項目について再調査を行う。また、地質由来による基準値超過が考えられる場合は、比較調査を実施する。なお、近隣に飲用井戸があるなど、緊急に調査・対策が必要な場合は、関係者による協議のうえ、別途、対応策を講ずる。
- ③ 再調査の結果、仮置場の設置による汚染が確認された際は、関係者による協議のうえ、別途、対応策を講ずる。